

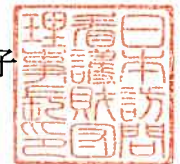
令和3年9月8日

厚生労働省  
老健局長 土生 栄二 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会 長 福井 トシ子

公益財団法人 日本訪問看護財団  
理事長 清水 嘉与子

一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
会 長 尾寄 新平



## 新型コロナウイルス感染症関連の訪問看護に関する緊急要望書

現在、新型コロナウイルス感染症の流行は第5波の局面を迎え、各地で緊急事態宣言が発令されています。医療体制が逼迫する中、新型コロナウイルス感染者の自宅療養が増加しており、感染者を含む在宅療養者の生命と安全を守るため、訪問看護ステーションには大きな期待が寄せられています。

訪問看護ステーションが引き続き十分な感染予防策を講じ、在宅療養者へのサービス提供を安定的に継続できるよう、下記について緊急に要望いたします。

### 記

1. 「基本報酬に対する 0.1%の上乗せ」の期間延長等、訪問看護事業所への支援の継続

## 1. 「基本報酬に対する 0.1%の上乗せ」の期間延長等、訪問看護事業所への支援の継続

### <説明>

新型コロナウイルス流行拡大により医療体制が逼迫する中、訪問看護ステーションは介護保険の利用者への訪問看護提供に加え、新型コロナウイルス感染者の自宅・宿泊療養支援にも携わっています。在宅療養支援は多職種・多機関によるチームケアであることから、訪問看護師は利用者の心身の状況や必要なケア、感染予防策について多職種・多機関に情報提供し、新型コロナウイルスの感染拡大下においても安心して在宅療養が継続できるよう、在宅療養者の健康と安全を守るために日々活動しています。

介護保険においては、令和3年9月30日を以て「基本報酬に対する 0.1%の上乗せ」等の対応が期限を迎えますが、現状において、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しは見えず、在宅療養者への十分な感染予防策を講じたサービス提供を今後も継続する必要があります。「基本報酬に対する 0.1%の上乗せ」の期間延長等、訪問看護事業所への支援を継続するよう要望いたします。